

にかほ市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 3 月 改 定
に か ほ 市

目次

第1部 はじめに.....	- 1 -
第1章 にかほ市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的.....	- 1 -
第2章 市行動計画の概要.....	- 2 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	- 5 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ..	- 5 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 5 -
第2節 段階に応じた対策の基本的な考え方.....	- 6 -
第3節 社会全体で取り組む対策の重要性	- 6 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 6 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	- 8 -
第1節 対策項目.....	- 8 -
第2節 横断的な視点	- 9 -
第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	- 10 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 13 -
第1章 実施体制	- 13 -
第1節 準備期	- 13 -
第2節 初動期	- 15 -
第3節 対応期	- 16 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 20 -
第1節 準備期	- 20 -
第2節 初動期から対応期	- 21 -
第3章 まん延防止	- 22 -
第1節 準備期	- 22 -
第2節 初動期から対応期	- 23 -
第4章 ワクチン	- 24 -
第1節 準備期	- 24 -
第2節 初動期	- 29 -
第3節 対応期	- 32 -
第5章 保健	- 34 -
第1節 準備期	- 34 -
第2節 初動期から対応期	- 35 -
第6章 物資	- 36 -
第1節 準備期	- 36 -

第2節 初動期から対応期.....	- 37 -
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	- 38 -
第1節 準備期.....	- 38 -
第2節 初動期.....	- 40 -
第3節 対応期.....	- 41 -

第1部 はじめに

第1章 にかほ市新型インフルエンザ等¹対策行動計画改定の目的

にかほ市では新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安心・安全を確保するため、緊急に対策を確立する必要があることから、国や県と整合性を保ちつつ、平成26年12月に「にかほ市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定し、市としての対策を講じてきた。

しかしながら、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）²（以下新型コロナという。）の感染者が確認されて以降、感染拡大時の医療提供体制や関係機関の連携、市民への情報提供・共有の在り方等について、新たな課題が明らかになったところである。

新型コロナは、変異する度に感染拡大を繰り返し、令和4年12月の第8波流行時には、県内病院の入院者数が500人を超え、1週間の外来患者も1万8千人に迫り、秋田県独自の「医療ひっ迫宣言」を発令するに至った。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時、感染拡大を可能な限り抑制するために行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の対応は、市民生活に及ぼす影響を最小限にすることが必要であり、社会経済とのバランスを考慮した柔軟な対策の切り替えのためには、速やかな情報の収集・分析や発信、平時における研修、訓練、備蓄などの備えを充実させることが重要である。

こうしたことを踏まえ、令和6年7月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）の改定、令和7年3月の秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という）の改定を受け、これらの課題に対処するため、市行動計画を改定する。

¹ 新型インフルエンザ等：感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

² 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）：病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

第2章 市行動計画の概要

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

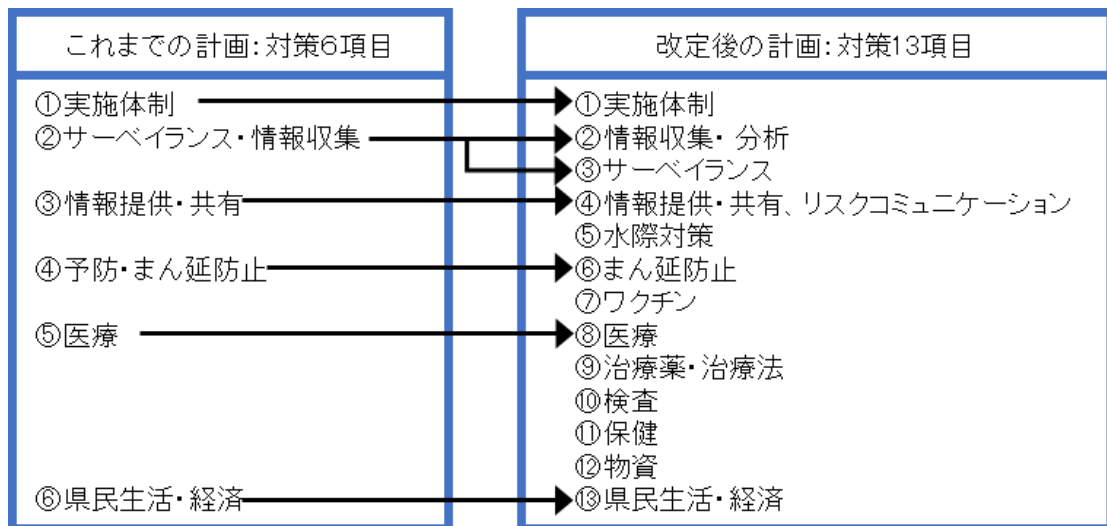
にかほ市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

県行動計画は、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。

対象とする疾患は、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の記載を充実させる。（県行動計画より）

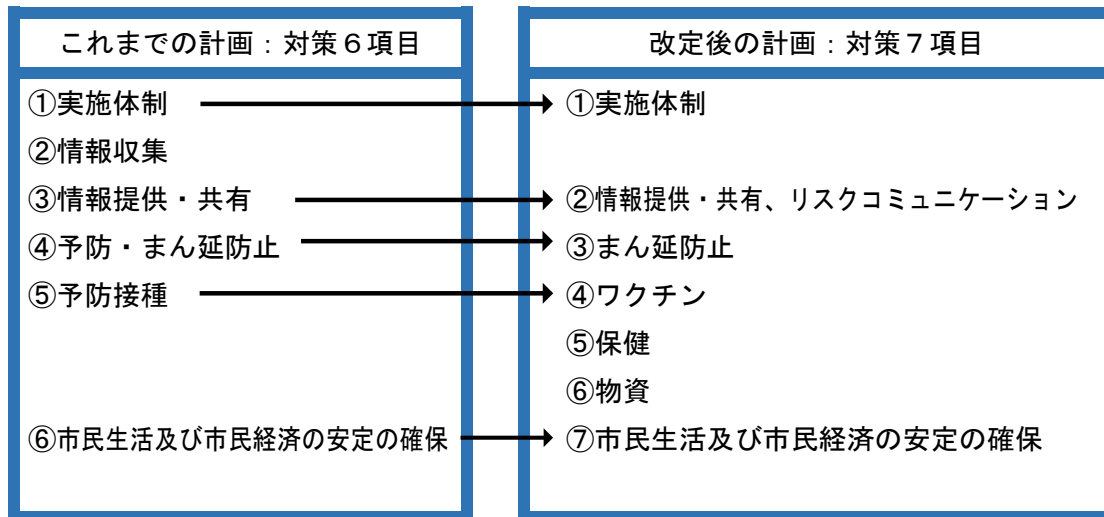
（図表1）県行動計画の改定前後の比較



市行動計画は、対策項目をこれまでの6項目から、県行動計画の改定後13項目のうち、7項目について整理し、県行動計画との整合性を図る。

対象とする疾患は、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、記載を国、県と同様とする。

(図表2) 市行動計画の改定前後の比較



なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証を通じ、国・県の行動計画の変更に合わせて市行動計画を適時適切に変更するものとする。

(図表3) 感染症法の対象となる感染症の分類

分類	規定されている感染症	分類の考え方
1類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症
4類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
5類感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス)、性器クラミジア感染症 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
(危機管理のための類型)		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ●かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	※政令で指定	現在感染症法に位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

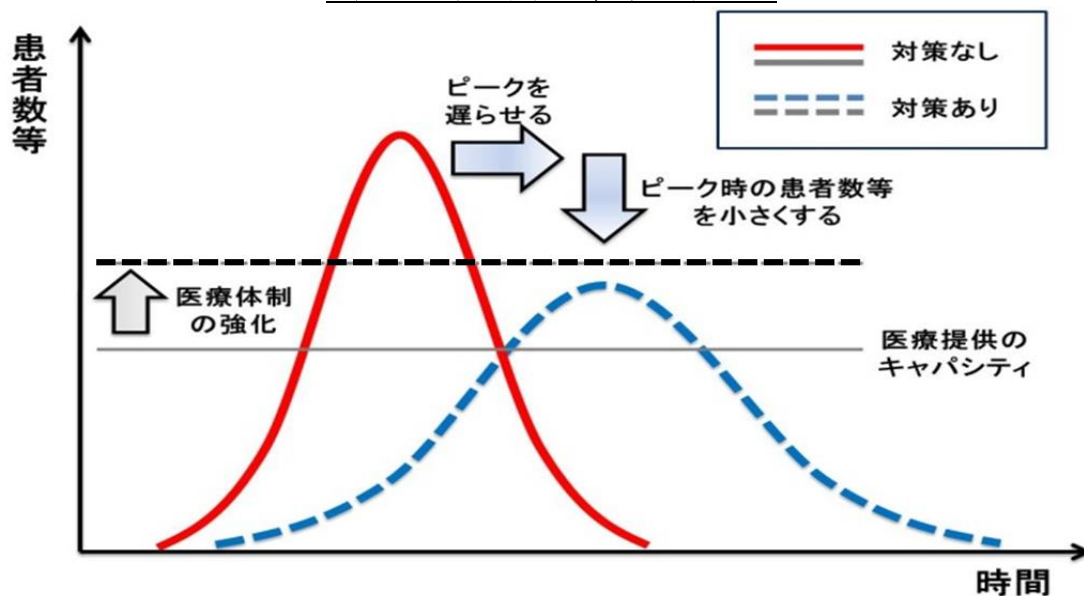
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者³の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(図表4) 対策の効果・概念図



- (2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供体制又は市民の生活及び経済の安定維持に努める。

³ 患者：新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

第2節 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

- 準備期 : 発生前の段階。訓練等、事前の準備を行う。
- 初動期 : 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 対応期 : 新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針⁴が策定されて以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。
 - ・封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第3節 社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と、医療対応を組み合わせる。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、特措法その他の法令、本行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。
- (2) 基本的人権の尊重
要請や行動制限は最小限とし、誹謗(ひぼう)中傷等人権侵害が生じないように取り組む。
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
政府対策本部、県対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図る。
- (4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応
高齢者が多い本県では、新型コロナ対策で構築した社会福祉施設等と

⁴ 基本的対処方針：特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

医療機関との連携体制を引き続き確保しつつ、施設職員に対する感染症の予防、まん延防止のための研修を実施して、対応力の強化を図る必要がある。そのため、実地指導、感染対策に関する助言を行うことのできる感染制御指導者並びに自施設において感染制御を推進する者を育成する。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機⁵下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

⁵ 感染症危機：県民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康並びに県民生活及び県民経済に重大な影響が及ぶ事態。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 対策項目

国・県の行動計画は13項目で構成されているが、市行動計画の主な対策項目はこのうち7項目について実施される必要がある。

(1) 実施体制

平時から県、市、医療機関等の連携体制を確保しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁶

平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析を実施し、対策の判断に繋がられるようにする。

(3) まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染対策の普及を図る。

(4) ワクチン

県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等と共に平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を行う。

(5) 保健

市は、県が実施する健康観察や、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(6) 物資

市は、感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に感染者の健康観察及び生活支援等に協力する等、必要な支援を行うことができるようにする。

⁶リスクコミュニケーション：個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行うとともに事業者や市民等に必要な業務等を整備する。有事の際は、市民生活及び市民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

第2節 横断的な視点

以下の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

(1) 人材育成

平時から中長期的な視野で専門性の高い人材の育成を進めつつ、幅広い人材を対象とした訓練や研修等を行い、人材の裾野を広げる。

(2) 県及び隣市との連携

平時から、国、県、隣市との連携体制構築に努め、新型インフルエンザ等の発生時には、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供、共有を行う。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型コロナ対応を踏まえ、医療DXを含め、感染症危機への対応に備えたDXを推進していく。さらに、DX推進に必要となる、人材の育成やデータ管理のあり方の検討を進める。

こうした取り組みを進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民「一人ひとり」への適時適切な情報提供・共有を行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関⁷が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携に努める。

(2) 秋田県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第18条の規定による国の基本的対処方針（以下「国の基本的対処方針」という。）に基づき、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

- ・業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・情報提供・共有体制の整備
- ・発生時の行政手続等のDXの推進
- ・医療機関と病床確保等の医療措置協定⁸締結
- ・検査機関、医療機関と検査等措置協定⁹締結
- ・宿泊施設等の措置協定締結
- ・保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3) にかほ市の役割

にかほ市は、住民に最も近い自治体として、地域住民へのワクチン接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や隣市と緊密な連携を図る。

本市は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは市対策本部を設置し、国及び県の基本的な方針を踏まえ、本市の実情に応じて対策を進める。

⁷ 指定（地方）公共機関：特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

⁸ 医療措置協定：感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

⁹ 検査等措置協定：感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から地域医療体制確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要な医療資材等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の構築を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者¹⁰の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことが出来るよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うとともに、マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から一部の事業を縮小あるいは自粛することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が望まれる。催物の開催制限など新型インフルエンザ等のまん延を防止するための要請等に協力する。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、

¹⁰ 登録事業者：特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

季節性インフルエンザにおいても行っている基本的な感染対策である換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための対策を実施するよう努めるとともに、感染者に対する誹謗中傷や差別的な言動を慎む。

特措法 32 条による緊急事態宣言が行われた場合は、不要不急の外出の自粛など、新型インフルエンザ等のまん延防止のための協力要請に応じる。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹¹

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、またその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、市全体で取り組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と柔軟に対応可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、定期的な会議等を通じて関係機関との連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹²。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）¹³を作成・変更する。
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し必要な事項をにかほ市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月22日条例第15号）で定める。
- ④ 市は新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門の連携強化や役割分担に関する調整を行う。

¹¹ 特措法第8条第2項第1号

¹² 特措法第8条第7項及び第8項

¹³ 業務継続計画（BCP）：不測の事態が発生しても、重度な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

1-3. 国・県及び指定地方公共機関の連携の強化

- ① 市は、国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 市と国、県及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又その疑いがある場合には、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等警戒本部会議、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹⁴や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、「にかほ市新型インフルエンザ等警戒本部」を設置・運営し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(図表5) にかほ市新型インフルエンザ等警戒本部

体 制	構 成 員
にかほ市新型インフルエンザ等警戒本部	<本 部 長> 市民福祉部長
	<副本部長> 総務部長
	<本 部 員> 各部長及び防災課長
	<事 務 局> 市民福祉部健康推進課

- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）②を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁵を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹⁶ことを検討し、所要の準備を行う。

¹⁴ 特措法第15条

¹⁵ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

¹⁶ 特措法第70条の2第1項、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

市新型インフルエンザ等警戒本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

- ① 市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を市民及び県等の関係機関と継続的に共有する。
- ② 市は、保健所と連携し地域の感染状況について、一元的に情報を把握し、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ③ 市は新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁷を要請する。
- ⑤ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求める¹⁸。

3-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

¹⁷ 特措法第26条の2第1項

¹⁸ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

3-3. 緊急事態措置の検討等について

① 緊急事態宣言の手続

ア、市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する¹⁹。
市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁰。

(図表6) にかほ市新型インフルエンザ等対策本部

体 制	構 成 員
にかほ市新型インフルエンザ等対策本部	<本 部 長> 市長
	<副本部長> 本部員のうちから、本部長が指名する者
	<本 部 員> 副市長、教育長、消防長、各部長、防災課長及び本部長が必要と認める職員
	<事 務 局> 総務部防災課

- イ、市対策本部は、次の事項を所掌する。
- ・ 県の基本的対処方針に基づく市の対応策の決定等に関すること
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の収集・分析に関すること
 - ・ 初動対策の決定に関すること
 - ・ 県対策本部及び隣市との連携に関すること
 - ・ 新型インフルエンザ等のまん延防止及び医療の確保に関すること
 - ・ 通信、交通、ライフライン(電気、ガス、水道)の機能確保に関すること
 - ・ 社会活動等の自粛及び企業活動の抑制に関すること
 - ・ 食料、生活必需品の確保・配給に関すること
 - ・ 市民及び関係機関・団体に対する情報提供に関すること
 - ・ 関係機関との連携に関すること
 - ・ その他市対策本部において必要とする事項

¹⁹ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

²⁰ 特措法第36条第1項

(図表7) 各部の主な対応

各部名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく市の行政機能の維持に関する事 ・市民の生活支援に関する事 ・部局職員の感染、まん延防止に関する事 ・県の各部局からの情報収集に関する事 ・所管法人等の被害情報等の収集 ・所管する社会機能維持関連企業の支援に関する事 ・所管する会議、イベント等の自粛、調整に関する事 ・所管する公共施設の臨時休館等の調整に関する事
総務部 企画振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部に関する事及び市対策本部会議に関する事 ・情報提供（報道機関の対応・広報）に関する事 ・国、県との連携（他部課に係るものを除く）に関する事 ・社会活動及び事業活動等の自粛要請等（他部課に係るものを除く）に関する事 ・公共交通機関・ライフライン事業者との連絡等（他部課に係るものを除く）に関する事。 ・食料および生活必需品の安定供給等に関する事
市民福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市警戒本部に関する事及び市警戒本部会議に関する事 ・生活福祉相談窓口設置に関する事 ・市民・市職員の新型インフルエンザ等感染予防に係る啓発に関する事 ・警察との連絡等に関する事 ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 ・新型インフルエンザ等の感染予防策等の広報（他部課に係るものを除く）に関する事 ・医療の確保に関する事 ・感染症法に関する事 ・外来診療、入院患者等の医療体制に関する事 ・パンデミックワクチン等の予防接種に関する事 ・医療機関・保育施設・高齢者施設における感染防止に関する事 ・国、県との連携（他部課に関するものを除く）に関する事 ・高齢者、障害者等への生活支援等に関する事 ・遺体の処置に関する事

消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防に必要な資器材の整備点検に関する事 ・患者搬送に関する事
農林水産建設部 商工観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥・豚インフルエンザの情報収集に関する事 ・企業の事業活動の自粛等（他部課に係るものを除く）に関する事 ・公共交通機関との連絡等（他部課に係るものを除く）に関する事 ・下水道の確保に関する事 ・ライフライン（ガス・水道）に関する事
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の感染予防に関する事

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

① 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する²¹。

²¹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²²

第1節 準備期

(1) 目的

市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行うことが出来るよう体制整備を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

① 感染症に関する情報提供

- ・ 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の外出の自粛、延期等の呼びかけ等）について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ・ 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの基本的な感染対策の普及を図る。
- ・ 市は、広報、ウェブサイト、公式 SNS 等を通じて情報提供・共有を行う。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民らの相談に応じるため、相談窓口の設置準備を行う。

② 偏見・差別等に関する啓発

感染症はだれでも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等のないよう啓発する。

③ 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国及び県と連携しつつ相談窓口等を設置する準備を進め、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

²² 特措法第8条第2項第2号イ

第2節 初動期から対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止のため、市民等が適切に判断・行動できるよう配慮する。その時点で判明している科学的根拠等に基づき、当該感染症に関する全体像や対策に関する正確な情報を、迅速かつ分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

① 市における情報提供・共有について

市においては、国・県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

② 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する。そのため、県からの協力要請に基づく新型インフルエンザ等の患者等への健康観察や生活支援を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国・県からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

第3章 まん延防止²³

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等発生時におけるまん延防止のため、平時から基本的な感染対策を周知するとともに、有事の対応について市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

²³ 特措法第8条第2項第2号ロ

第2節 初動期から対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分に考慮する。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国・県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は県と連携し、市民等に対して、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策に加え、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等、働き方の工夫を勧奨する。また、状況に応じてこれらの徹底を要請する。

2-3. 事業者や学校等に対する要請等

- ① 市は県と連携し、事業者や教育・福祉施設等に対し、換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策に加え、職場内での対策の徹底を要請する。また、従業員が感染した際の健康管理や受診の勧奨、テレワークの活用、学校の臨時休業等に伴う保護者への配慮などについて、適切な対応の協力を求める。
- ② 市は県と連携し、地域の感染状況を踏まえ、学校の設置者に対して、学校保健安全法に基づく臨時休業等²⁴を適切に実施するよう要請する。

²⁴ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）

第4章 ワクチン²⁵

第1節 準備期

(1) 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県と連携し、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(図表8) 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 消毒用ノンアルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 非接触体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 注射用絆創膏 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえた必要な物品 ・ 血圧計 ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 酸素ボンベ 等	<input type="checkbox"/> エプロン <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 (S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン (赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> バインダー <input type="checkbox"/> クリアファイル 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 車椅子・シルバーカー・担架 <input type="checkbox"/> 接種用ベッド

²⁵ 特措法第8条第2項第2号ロ

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

① 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

② 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

③ 住民接種

市は、国及び県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²⁶ため、平時から以下（ア）から（エ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保（※1）
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター等）及び運営方法の策定（※2）
- v 接種に必要な資材等の確保（1-1 図表6）
- vi 国、県及び隣市間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

²⁶ 予防接種法第6条第3項

- ※1 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておく。
- ※2 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。
- (イ) 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

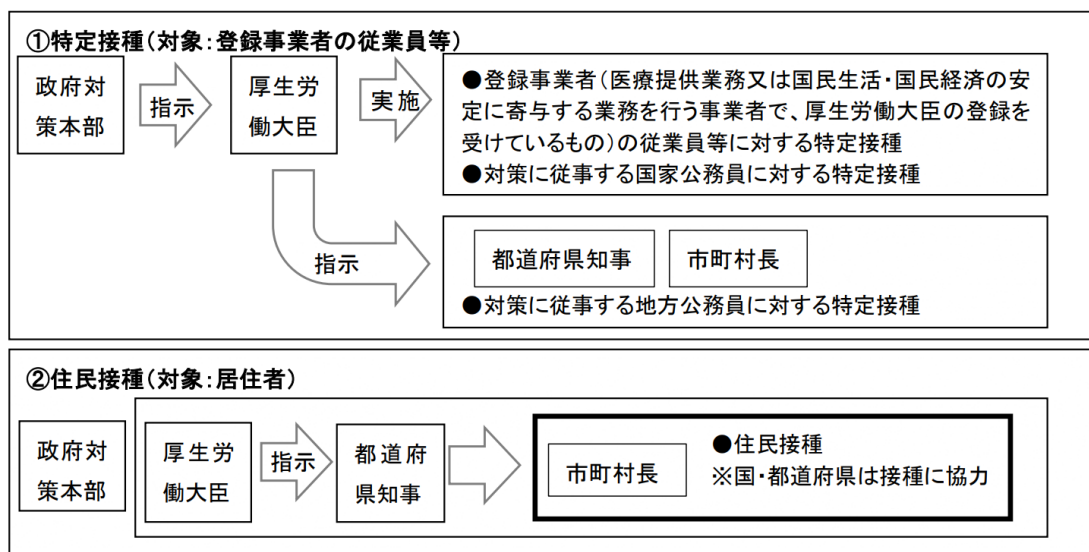
(図表9) 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備 考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- (ウ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (エ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(図表10) 特定接種と住民接種



1-4. 情報提供・共有

① 市民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy²⁷」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

② 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

²⁷ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

③ 衛生部局以外の分野との連携

市は、ワクチン接種の推進にあたり、医療関係者及び関係部局との予防接種施策の推進を図る。

1-5. DXの推進

市は、市民がマイナンバーカードを活用した接種が可能となるよう、医療機関とも連携して予防接種事務のデジタル化や標準化に沿った環境整備に取り組む。

電子的に通知をうけとることが出来ない場合もあるため、紙での接種券の発行にも対応する。

第2節 初動期

(1) 目的

準備期からの取組に基づき、発生したインフルエンザ等に関する情報を収集し、ワクチンの確保及び接種体制等を構築し、速やかな予防接種へと繋げる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

① 接種体制の構築

市は、医師会等の協力を得ながら接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

② 新型インフルエンザ等ワクチン接種推進協議会の設置

市は、新型インフルエンザ等に関する情報交換、情報共有及び円滑なワクチン接種を実施するため、新型インフルエンザ等ワクチン接種推進協議会を設置する。

(図表 1 1) にかほ市新型インフルエンザ等ワクチン接種推進協議会

体制	構成員
にかほ市新型インフルエンザ等ワクチン接種推進協議会	<会長> 副市長
	<委員> 医療関係者、商業関係者 工業関係者、建設業関係者 教育関係者、福祉関係者 その他市長が必要と認める者
	<庶務> 市民福祉部健康推進課

③ ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節①において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

④ 特定接種

市は、準備期で構築した体制や調整に基づき、特定接種を行うための接種体制の構築を図る。

⑤ 住民接種

(ア) 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

- (ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。また、予防接種の円滑な推進を図るためにも県と連携して調整等を行う。
- (エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会、市内医療機関等の協力を得て、その確保を図る。
- (オ) 市は、接種が円滑に行われるよう、医師会、隣市、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- (カ) 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を構築する。
- (キ) 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- (ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を速やかに関係機関へ申請する。
- (ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品が必要となることから、あらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会、医療関係者や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。
- (コ) 医療廃棄物容器等については、原則として市が準備する。医師会と協議が必要な場合は、事前に検討を行う。接種会場に必要な物品については、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。
- (サ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

- (シ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保するとともに要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は国からの要請を受け、接種開始後は、ワクチン等の使用実績等を踏まえ、ワクチンの割当量の調整を行う。

3-2. 特定接種

- ① 市職員に対する特定接種の実施
市は国と連携し、インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3. 住民接種

- ① 予防接種体制の構築
市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 接種に関する情報提供・共有
市は、国からの要請を受け、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供や共有を行う。また、市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ③ 接種体制の拡充
市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。また、接種会場での接種が困難な高齢者施設等の入所者等について関係機関と連携し、接種体制を確保する。
- ④ 接種記録の管理
国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-4. ワクチンの安全性

市は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有に協力する。

3-5. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-6. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- ④ 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

県は、感染症の発生情報や地域の医療提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修・訓練の実施、迅速かつ適切な危機管理を担う人材の育成・確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び器材の整備、物品の備蓄等、有事の際に機能を発揮できる体制を整備する。

市は、県との役割分担を明確化するとともに、業務急増時における相互の応援・協力体制を構築し、緊密に連携するものとする。

(2) 所要の対応

1-1. 主な対応業務の実施

① 人材の確保

(ア) 市は、流行開始から想定される業務量に対応するため、人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。

(イ) 市は、県からの要請に備え、応援派遣等、県における感染症有事体制を構成する人員の確保を検討する。

② 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を活用し、人材育成に努める。

(イ) 市は、県が実施する健康観察に協力する体制の構築を図る。

第2節 初動期から対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県の要請により、地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、住民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 主な対応業務の実施

① 初動期における有事体制への移行準備

市は県から応援派遣の要請があった場合に備え、人材の派遣協力に関する準備を行う。

② 対応期における健康観察及び生活支援

(ア) 市は、県の要請により、県が実施する健康観察等に協力する。

(イ) 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資²⁸

第1節 準備期

(1) 目的

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄を適切に行うことにより、有事の際に迅速な対応が実施できるように努める。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁰。

② 消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

²⁸ 特措法第8条第2項第2号ハ

²⁹ 特措法第10条

³⁰ 特措法第11条

第2節 初動期から対応期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄を確認するとともに、流通状況の情報収集を行い、有事の際に迅速な対応を実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 初動期における感染症対策物資等の備蓄等の確認等

- ① 市は、感染症対策物資等について、備蓄や配置状況等を確認する。
- ② 市は、感染症対策物資等を必要とする場合に備え、使用についての準備を行う。

2-2. 対応期における感染症対策における物資の使用

- ① 市は、感染症対策物資等の備蓄を使用しつつ、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう努める。
- ② 市は、必要な感染症対策物資等について、国や県、関係機関等が互いに融通する等、供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保³¹

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画（BCP）の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）①で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³²。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³³。
- ② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

³¹ 特措法第8条第2項第2号ハ

³² 特措法第10条

³³ 特措法第11条

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

市は県とともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。

2-2. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁴やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

³⁴ 特措法第45条第2項

(エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁵。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (イ) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- (ウ) 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- (エ) 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (オ) あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- (カ) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- (キ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

³⁵ 特措法第59条

② 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。